

### 議事要旨(3) 引当金専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）及び荻原主任研究員より引当金専門委員会において検討された論点整理の文案について資料に基づき説明がなされた。その後、次のような質疑応答が行われた。

・修繕引当金に関する記載について、IFRS を適用すると引当金として認められなくなり、資本的支出とされる部分が拡大するのであれば大きな論点であり明確に記載すべきであるとする意見があった。これに対して事務局より、IFRS における有形固定資産の会計処理が、取得原価のうち修繕の見込額に相当する部分は修繕までの期間にわたり資産の減価として認識する考え方であることを併せて記載しようとしたものであるが、内容の正確性も検討した上で、記載方法を検討する旨の回答があった。

・修繕・特別修繕引当金について、将来回避できるから負債性がないというロジックは不適切であるとする意見があった。これに対して事務局より、IAS 第 37 号でそのようなロジックによる説明が行われているのは事実であり、表現を改めて検討した上で IASB の考え方として記載し、この先議論していけばよいのではないかとの回答があった。

・現行の注解 18 では、将来の費用のうち当期に帰属する部分を引当金計上するが、IASB の議論における現時点決済概念においては、期末までに発生している分を第三者に移転する金額で計上すると理解してよいか質問があった。これに対して事務局より、そのような理解でいる旨の回答があった

・蓋然性規準について、蓋然性という用語の意味の説明が不足しており、また、現時点決済概念や究極決済概念と蓋然性との関係が分かりづらいとする意見があった。これに対して事務局より、説明を追加するとともに、現時点決済概念と究極決済概念についての説明をさらに分かりやすくするよう検討する旨の回答があった。

・IAS 第 37 号改訂案に関する説明が各論点に分かれて示されており、改訂案の全体像が見えにくいとの意見があった。これに対して事務局より、論点整理の構成は現在案のままとしたいが、認識要件と測定など論点間の関係を明示するよう検討する旨の回答があった。

・評価性引当金については表示面での工夫という整理もできるので、評価性引当金は検討の対象外とし、負債性引当金のみを検討対象として定義を設けるとした方が、コンバージェンスにもなるし、定義もよりクリアになるとする意見があった。

・測定における信用リスクの取扱いについて、途中で負債が決済される可能性はほとんどないことを踏まえ、信用リスクを測定に反映することの問題点をより明確にした方がよいとする意見があった。

以 上